

令和 3 年 5 月 10 日以降の営業時間短縮要請に伴う協力金について

令和 3 年 5 月 10 日 経済観光局・財政局

1. 予算

県の時短要請の対象が拡大されたことに伴い、協力金に係る県への負担金について、補正予算の専決処分を5月10日に行いました。

本市の負担は、これまでの要請協力金同様、県事業費から国負担を除いた地方負担額の1/2 となります。(県の予算化の時期は未定)

		(単位:千円)		
		協力金	事務費	計
県事業費		4,647,500	82,420	4,729,920
負担内訳	国	3,718,000	82,420	3,800,420
	県	464,750	0	464,750
	市	464,750	0	464,750

○事務費については、協力金の2%である92,950千円までは国負担となるため地方負担無し。

○財源については、前年度繰越金(一般財源)を活用。

2. 営業時間短縮要請の概要

■要請期間

令和 3 年 5 月 10 日 20 時から同年 6 月 1 日 5 時まで (22 日間)

■対象区域

熊本市全域

■要請対象

20 時以降も営業している酒類を提供する飲食店等 (4,400 店舗)

■要請内容

営業時間を 20 時まで、酒類提供のオーダーストップを 19 時までとする。

3. 協力金交付の実施主体

○ 県から事業者に対して交付する。

○ 市は、制度の案内、申請書類の配布、店舗の協力状況の見回り等で連携する。

4. 協力金の交付対象

要請の対象者であって、原則として要請期間のすべてにわたり、営業時間の短縮に協力したもの

5. 1 事業者あたりの協力金(日額)

企業の規模や前年度又は前々年度の 1 日あたりの売上高等に応じた額

区分		協力金日額
企業規模	前年度又は前々年度の売上高/日	
中小企業	83,333円以下	25,000円
	83,333円超250,000円未満	売上高/日×30%
	250,000円以上	75,000円
大企業	—	売上高減少額/日×40%(※)

※上限 = 20万円又は売上高/日の30%のいずれか低い額